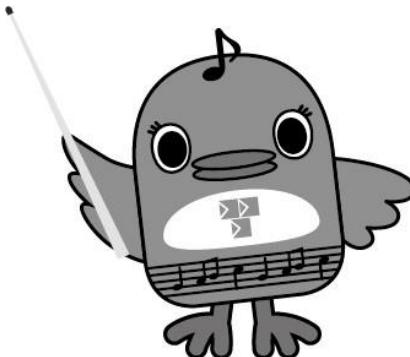


令和5年度

# 消費者行政の概要

## (4年度実績)

習志野市消費生活センター



ナラシド♪

# 目 次

## I 消費者行政の概要

1. 消費者行政のあゆみ	1
2. 消費生活センター事業概要	4
3. 組織及び事務分掌	4

## II 消費者の権利の尊重と自立支援

1. 消費生活相談の概要	5
2. クーリング・オフガイド	8
3. 内容証明郵便について	10
4. 未成年者契約の取消し	11
5. 家庭用品品質表示法等による立入検査	12
6. 多重債務問題対策	13

## III 消費者啓発

1. 啓発用パネル展示、パンフレットの配布・ミニ消費生活展	14
2. 広報紙等掲載による啓発	14
3. 消費生活メモ	15
4. まちづくり出前講座等	18
5. 令和4年度 習志野市消費生活パネル展	18
令和4年度 消費生活パネル展展示写真	19

## IV 計量器定期検査

1. 計量器定期検査	20
------------	----

## V 資料

習志野市消費生活センターの設置並びに組織及び運営に関する条例	21
施行規則	22
◎ 消費生活相談	23

## I 消費者行政の概要

### 1 消費者行政のあゆみ

年 度	内 容
昭和42 年	民生部経済課に商工観光係を設置 習志野市消費生活モニター制度発足 習志野市消費生活モニター設置要綱施行
43 年	第1回習志野市みんなの消費生活展開催 消費者保護基本法制定(現消費者基本法) (昭和43年5月30日公布・施行)
44 年	民生部産業課産業係に変更 安売りの日対策協議会設置
45 年	国民生活センター設置(国) 県委嘱による消費生活苦情相談窓口設置 習志野市主婦の消費生活研究会発足
46 年	産業交通課に課名変更 消費生活モニターによる買物動向調査実施
47 年	消費生活モニターによる小売価格調査実施(毎月)
48 年	産業振興課産業振興係に変更 消費生活用製品安全法(昭和48年6月6日公布)
49 年	習志野市主婦の消費生活研究会を習志野市消費生活研究会に変更
50 年	産業振興課消費生活係に変更 消費生活通信講座の開催
53 年	民生部商工農政課流通対策係に変更
54 年	習志野市消費生活センター設置 習志野市消費生活センターの設置及び運営に関する要綱施行 習志野市消費生活センターオープン記念講演会の開催 市委嘱による消費生活苦情相談の開始
55 年	県からの権限委譲事務により立入検査を実施(消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法、電気用品取締法)
59 年	民生経済部商工振興課商工労政係に変更 国民生活センター、全国消費生活情報ネットワークシステム「PIO-NET」運用開始
61 年	習志野市消費生活センター、サンロード津田沼ビル6階へ移転
63 年	第1回消費者月間(5月(国))
平成元 年	経済環境部商工振興課企画係に変更
3 年	経済環境部商工振興課消費生活係に変更 消費生活専門相談委員資格認定試験実施(国)
4 年	千葉県消費者情報オンラインネットワークシステムに加入 計量法(平成4年5月20日公布・平成5年11月1日施行)
5 年	計量器指導を県からの権限委譲事務により実施
6 年	消費生活係が企画政策部まちづくり推進課へ移管 食品衛生法施行規則等改正
7 年	旅行業法、食品衛生法、栄養改善法、保険業法改正

10 年	千葉県消費者情報オンラインネットワークシステムの更新
11 年	習志野市消費生活相談員設置基準内規施行 消費生活用製品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引に関する法律、電気用品取引法(電気用品安全法に改称(PSCマークの導入))、ガス事業法の改正
12 年	消費者契約法（平成12年5月12日公布・平成13年4月1日施行） 訪問販売法(特定取引に関する法律と改称)、月賦販売法改正 地方自治法一部改正により消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法、電気用品取締法による立入検査を県条例による特例処理により、本市が実施 特定商取引法、電子契約法施行
13 年	習志野市消費生活相談員設置基準内規の一部改正施行 習志野市消費生活センターの設置及び運営に関する要綱の一部改正施行 電気用品取締法から電気用品安全法に改称され施行、金融商品販売法施行 千葉県消費者情報オンラインネットワークシステムの更新
15 年	個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日公布・平成17年4月1日施行） 食品安全基本法（平成15年5月23日公布・平成15年7月1日施行） 食品安全関連5法公布 健康増進法（本文：平成15年5月1日施行・ただし書：平成16年8月1日施行） 習志野市消費生活モニター設置要綱の廃止 消費税が総額表示に変更
16 年	特定商取引法改正 行政規制の強化と民事ルールの整備 消費者保護基本法を改正し消費者基本法として公布・施行 消費生活センターが総務部生活安全室まちづくり推進課へ移管 消費生活相談カード直接作成システム端末機の設置
17 年	個人情報の保護に関する法律（4月1日施行） 食育基本法（平成17年6月17日公布・同年7月15日施行）、JAS法改正 千葉県消費者情報オンラインネットワークシステム更新
18 年	改正貸金業規制法、出資法、利息制限法公布 習志野市多重債務問題対策庁内連絡会設置要綱の施行
19 年	長期使用製品安全表示制度が改定され4月1日施行
20 年	特定商取引法、割賦販売法改正（平成21年12月施行） 消費者安全法施行
21 年	消費者庁設立（平成21年9月1日） 習志野市消費生活センターの設置及び運営に関する要綱の改正 習志野市消費生活相談員設置基準内規の廃止 習志野市消費生活センター設置の公示 「消費生活センター」を「消費生活係」に変更
22 年	PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）2010導入
23 年	まちづくり推進課が市民経済部へ移管、「協働まちづくり課」に課名変更

24 年	地域主権一括法により、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく立入検査の権限を県より委譲 習志野市消費生活センターがサンロード津田沼ビル6階から4階に移転(9月) 災害対応事業（市民から持込まれる食品等放射性物質検査）11月から開始
25 年	習志野市消費生活センターの設置及び運営に関する要綱の改正 食品表示法制定（平成25年6月28日公布）
26 年	相談窓口の強化の相談体制を充実（相談時間を9時30分から16時に変更）
27 年	PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム) 2015刷新 食品表示法施行（平成27年4月1日施行） 「習志野市消費生活センターの設置並びに組織及び運営に関する条例」及び施行
28 年	規則を制定（「習志野市消費生活センターの設置及び運営に関する要綱」を廃止） 相談窓口強化のため毎月の第2土曜日を開所 習志野市消費生活センターを「協働経済部市民広聴課」の外部機関に位置づけ、センター長を配置 家庭用品品質表示法に基づく繊維製品品質表示規定の改正により洗濯表示変更
29 年	改正消費者契約法施行（平成29年6月3日施行） 改正特定商取引法施行（平成29年12月1日施行）
30 年	成年年齢を20歳から18歳に引き下げる民法改正（令和4年4月1日施行） 消費者契約法の一部改正（令和元年6月15日施行） ギャンブル等依存症対策基本法公布（平成30年10月5日施行） 食品表示法の一部改正（12月14日公布）
令和元年	食品ロスの削減の推進に関する法律施行（令和元年10月1日施行）
令和 2年	食品表示法の一部改正（4月1日施行） (1)一般用の加工食品および一般用の添加物の栄養成分表示の義務化 (2)アレルギー表示の変更 (3)「機能性表示食品」制度の新設 (4)全ての加工食品（輸入品を除く）に原料原産地の表示が義務付けられる。 災害対応事業（市民から持込まれる食品等放射性物質検査）終了
令和 3年	PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム) 2020刷新 特定商取引法の一部改正（令和3年6月16日公布、令和4年6月1日施行） (1)通信販売の「詐欺的な定期購入商法」対策 (2)「売買契約に基づかないで送付された商品」対策（※令和3年7月6日施行） (3)消費者利益の擁護増進のための規定の整備
令和 4年	消費者契約法の一部改正（令和4年6月1日公布 令和5年6月1日施行） 不当勧誘…契約の取消権を追加・拡充 不当条項…免責の範囲が不明確な条項の無効 中途解約時の解約料…事業者が説明する努力義務を新設 情報提供・開示…事業者の努力義務の拡充 適格消費者団体の事務…適格消費者団体関係の書類の見直し

## 2 消費生活センター事業概要

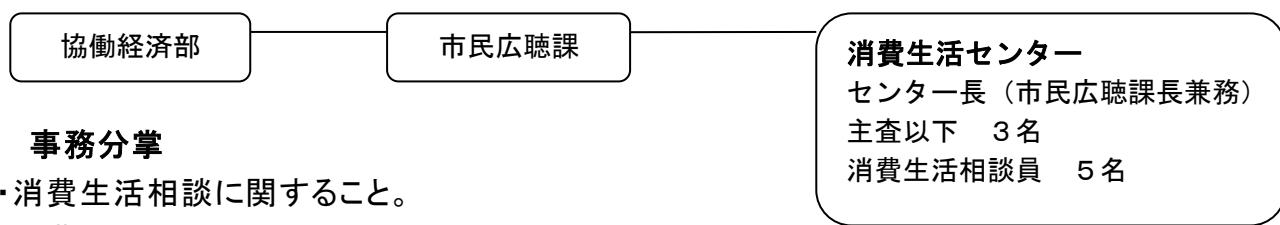
消費生活センターでは、多様化する現代社会における消費生活上の諸問題や苦情・相談の斡旋に努め、消費者の被害を未然に防ぐため、各種啓発や情報の収集・提供を行い、市民の消費生活の向上を図っています。

### 施設の概要

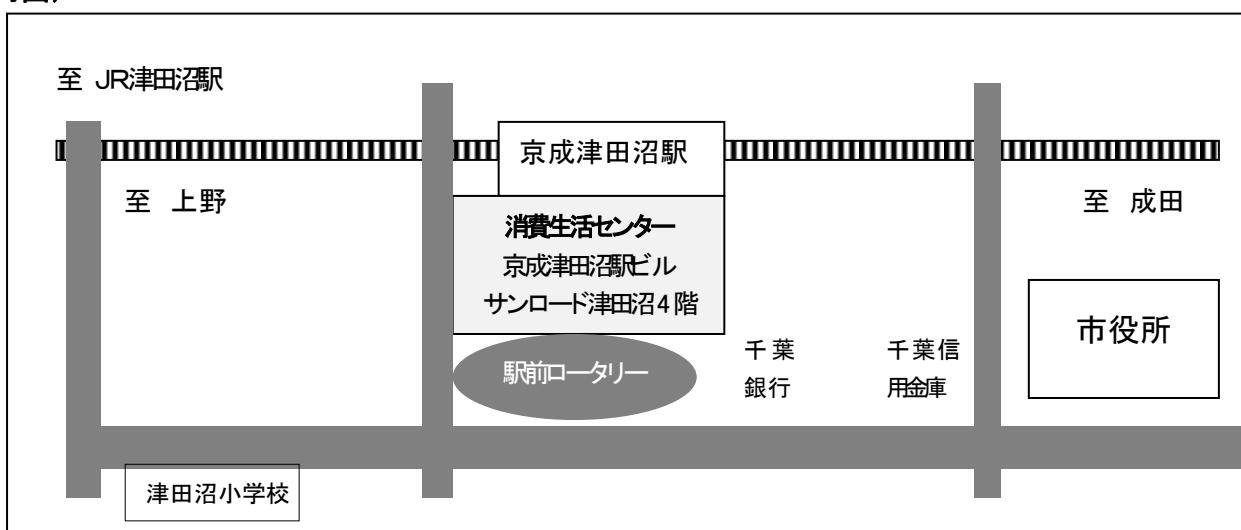
- (1)名 称 習志野市消費生活センター
- (2)所 在 地 習志野市津田沼5丁目12番12号 サンロード津田沼4階  
(昭和61年にサンロードに移転)  
電話 047-489-5230 相談専用 047-451-6999
- (3)開設年月日 昭和54年9月1日(平成28年4月1日条例により設置)
- (4)開 所 時 間 午前8時30分から午後5時まで  
(休所日:第2土曜日を除く土曜日、日曜日、祝日、年末年始)
- (5)相 談 日 平日及び第2土曜日(除く第2土曜日以外の土曜日、日曜日、祝日、年末年始)
- (6)相 談 時 間 午前9時30分から午後4時まで

## 3 組織及び事務分掌

組 織 平成28年4月1日 機構改革によりセンターを機関として設置



### (案内図)



## II 消費者の権利の尊重と自立支援

### 1 消費生活相談の概要

令和4年度の相談件数は1,129件となっています。

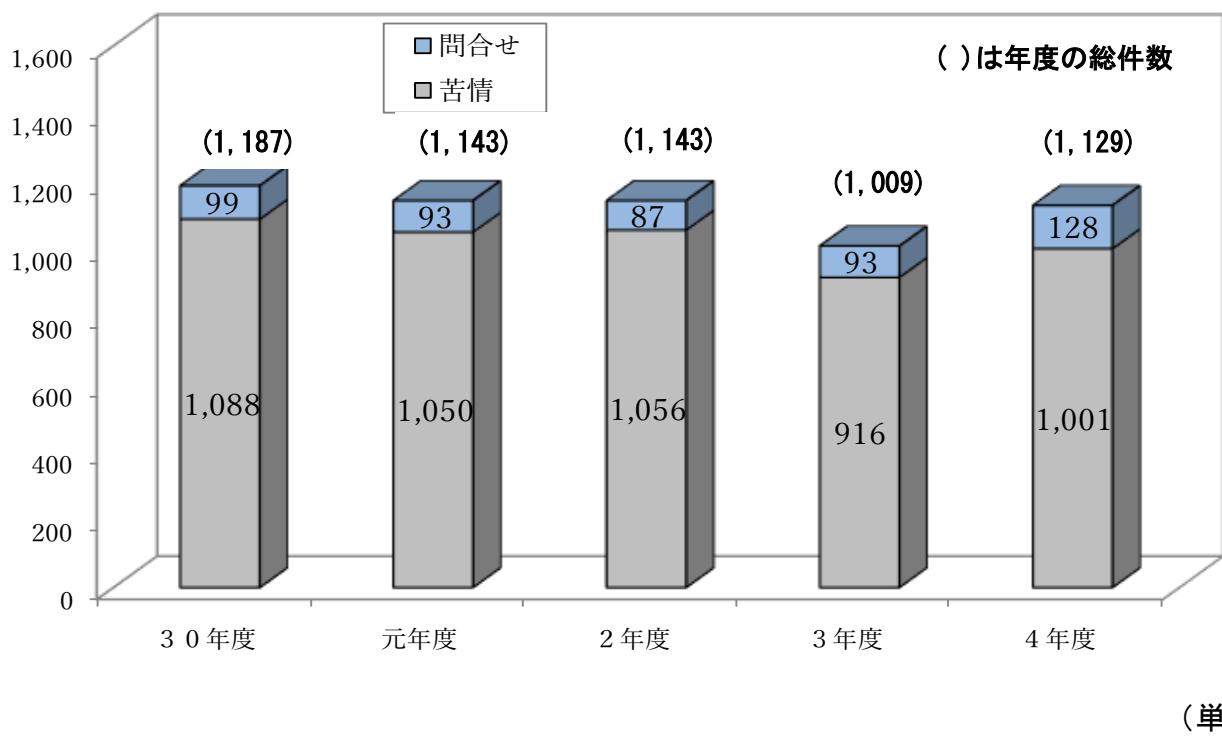
その内容は、「苦情」1,001件(88.7%)、「問合せ」128件(11.3%)でした。

契約当事者の内訳は、「男性」492件(43.6%)、「女性」567件(50.2%)、「不明」が70件(6.2%)でした。

また、契約当事者を年代別にみると「20歳未満・20歳代」187件(16.6%)、「30歳代」102件(9.0%)、「40歳代」124件(11.0%)、「50歳代」156件(13.8%)、「60歳代」105件(9.3%)、「70歳代以上」242件(21.4%)、となっており、昨年と同様に中高年齢者からの相談が多くなっていますが、20歳以下の若年齢者についても増加傾向です。

平成30年度から令和4年度までの相談受付件数

契約当事者の性別・年代別件数



	令和4年度					令和3年度				
	男	女	不明	計		男	女	不明	計	
20歳未満	18	19	0	37	3.3%	12	15	0	27	2.7%
20歳代	78	72	0	150	13.3%	51	51	0	102	10.1%
30歳代	55	47	0	102	9.0%	60	39	0	99	9.8%
40歳代	42	82	0	124	11.0%	49	65	1	115	11.4%
50歳代	66	90	0	156	13.8%	60	80	2	142	14.1%
60歳代	48	57	0	105	9.3%	46	51	0	97	9.6%
70歳以上	107	135	0	242	21.4%	107	135	5	247	24.5%
その他・不明	78	65	70	213	18.9%	62	53	65	180	17.8%
計	492	567	70	1,129	(100%)	447	489	73	1,009	(100%)

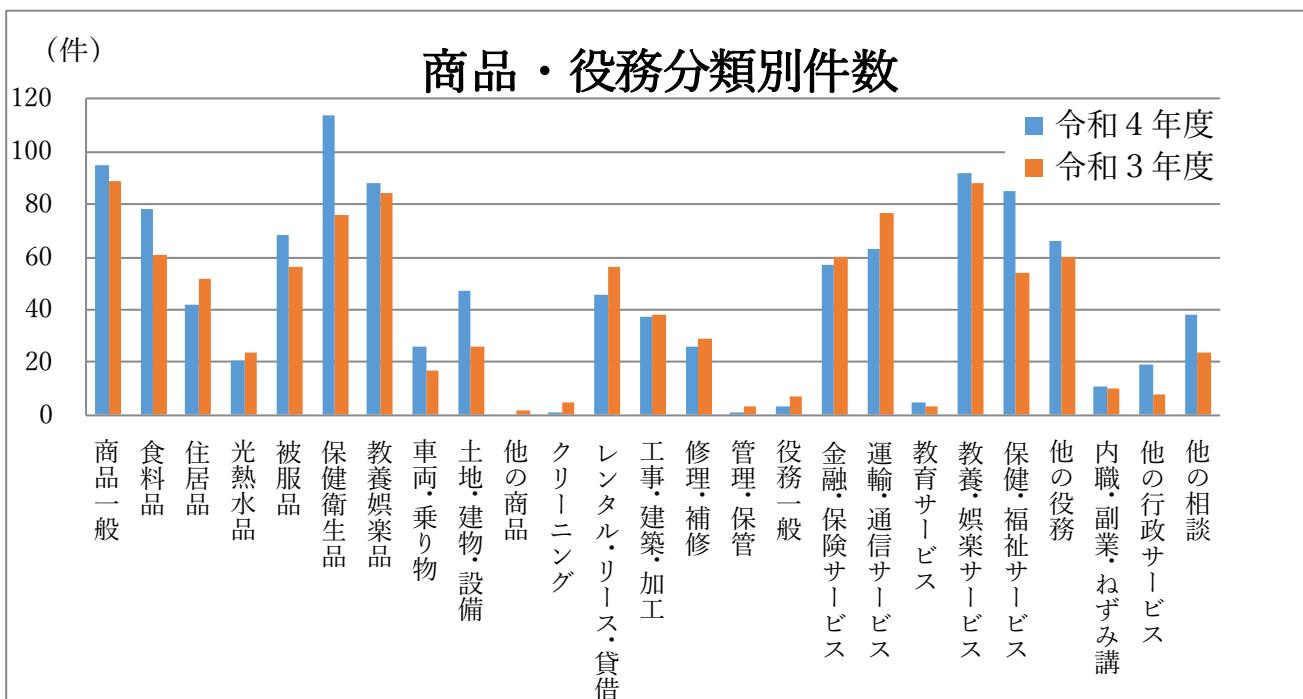
## 商品・役務分類別件数

1,129件の相談の内容は、「商品」に係る相談が579件(51.3%)、「商品関連役務」が111件(9.8%)、「役務」に係る相談が401件(35.5%)、他の相談が38件(3.4%)でした。

なお、相談内容の上位3位は、ネット通販での化粧品や健康食品購入等のトラブル「保健衛生品」114件(10.1%)、不審なメールや郵便物、カード不正利用等「商品一般」95件(8.4%)、不正なサイトのアクセスやオンラインゲーム等「教養娯楽サービス」92件(8.1%)となっています。

(単位:件)

商品大分類	4年度	3年度	商品大分類	4年度	3年度
商品一般	95	89	管理・保管	1	3
食料品	78	61	商品関連役務計	111	131
住居品	42	52	役務一般	3	7
光熱水品	21	24	金融・保険サービス	57	60
被服品	68	56	運輸・通信サービス	63	77
保健衛生品	114	76	教育サービス	5	3
教養娯楽品	88	84	教養・娯楽サービス	92	88
車両・乗り物	26	17	保健・福祉サービス	85	54
土地・建物・設備	47	26	他の役務	66	60
他の商品	0	2	内職・副業・ねずみ講	11	10
商品計	579	487	他の行政サービス	19	8
クリーニング	1	5	役務計	401	367
レンタル・リース・賃借	46	56	他の相談	38	24
工事・建築・加工	37	38	総件数	1,129	1,009
修理・補修	26	29			

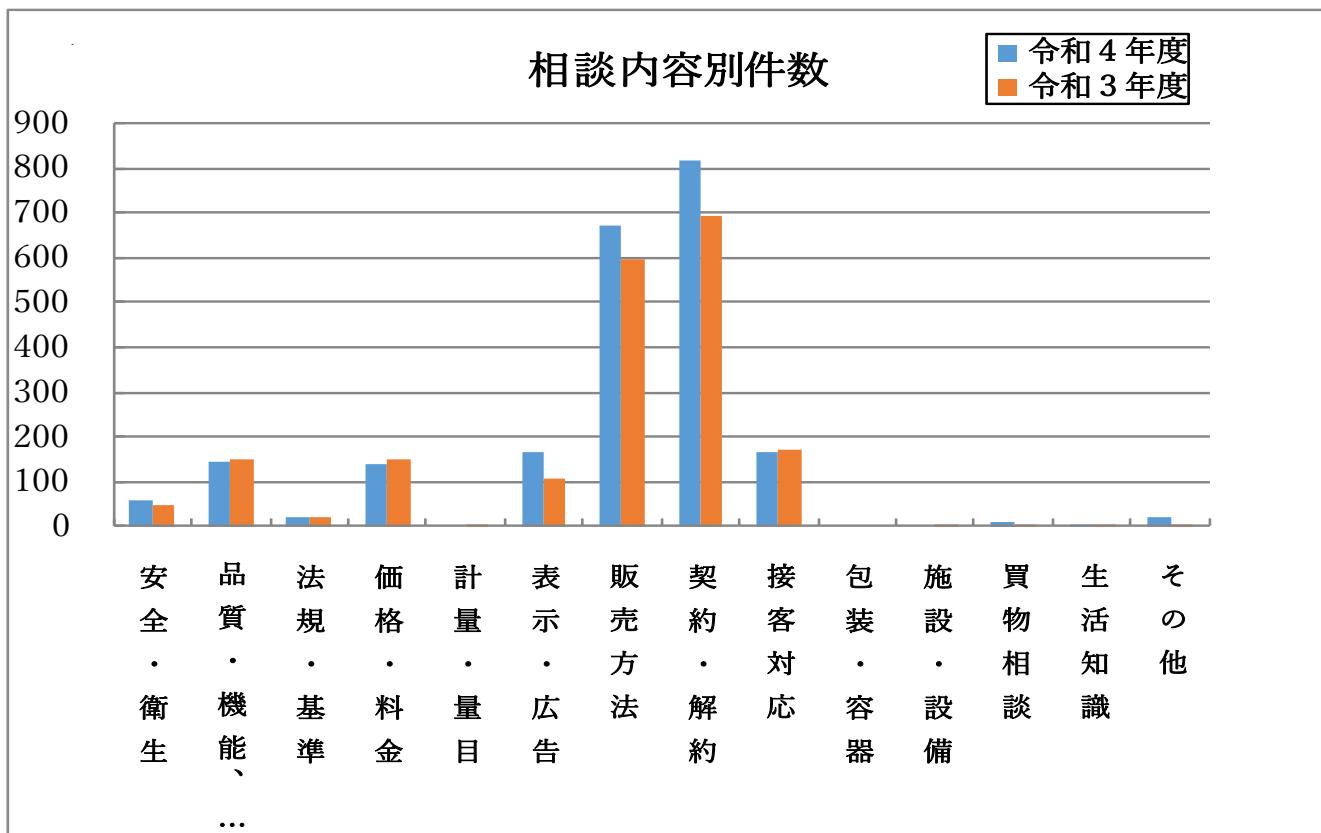


## 相談内容別件数（内容項目は複数集計）

相談内容別総件数の2,215件のうち、相談内容別に分類すると「契約・解約」に関するものが最も多く816件(36.8%)、ついで「販売方法」に関するものが671件(30.3%)、「表示・広告」に関するものが166件(7.5%)、「接客対応」に関する者が164件(7.4%)となっています。

(単位:件)

内容別分類	4年度	3年度
安全・衛生	57 (2.6%)	45 (2.3%)
品質・機能・役務品質	146 (6.6%)	151 (7.7%)
法規・基準	21 (0.9%)	21 (1.1%)
価格・料金	140 (6.3%)	151 (7.7%)
計量・量目	0 (0.0%)	2 (0.1%)
表示・広告	166 (7.5%)	108 (5.5%)
販売方法	671 (30.4%)	596 (30.5%)
契約・解約	816 (36.8%)	694 (35.5%)
接客対応	164 (7.4%)	171 (8.7%)
包装・容器	0 (0.0%)	0 (0.0%)
施設・設備	0 (0.0%)	4 (0.2%)
買物相談	11 (0.5%)	6 (0.3%)
生活知識	5 (0.2%)	1 (0.1%)
その他	18 (0.8%)	6 (0.3%)
<b>総件数</b>	<b>2,215 (100%)</b>	<b>1,956 (100%)</b>



## 2 クーリング・オフガイド

### (1) クーリング・オフ制度とは

クーリング・オフ制度とは、訪問販売などで契約した場合、契約（申込）のための書面を受け取った日を含めて一定期間内であれば、消費者は無条件で契約の解除（申込の撤回）ができるという消費者保護のための制度です。

### (2) クーリング・オフできる販売方法の一例（特定商取引法）

#### ●訪問販売



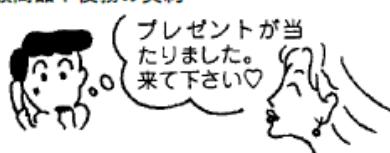
#### ●キャッチセールス

アンケートなどと言って、街頭で呼び止め事務所や喫茶店でエステや化粧品の契約



#### ●アポイントメントセールス

電話で事務所に呼び出され  
高額商品や役務の契約



#### ●SF商法



閉鎖的な場所に呼び込んで  
無料で日用品等を配り、  
気分をあおり高額な羽毛布団等を契約

#### ●電話勧誘販売

資格商法が典型的。職場・自宅にしつこく電話をかけて教材の契約を迫る



#### ●特定継続的役務提供

- ・エステティックサービス
- ・外国语会話教室
- ・学習塾
- ・家庭教師等の在宅学習
- ・パソコン教室
- ・結婚相手紹介サービス



#### ●マルチ商法(連鎖販売取引)

商品やサービスを契約して、次は自分が  
買い手を探し、次々に販売組織に入させ、ピラミッド式に拡大させていく商法



#### ●内職商法（業務提供誘引販売）

仕事に必要と言い、高額な機械や教材、パソコンソフト等契約



### (3) クーリング・オフ期間（特定商取引法）

#### ●契約書面を受け取ってから8日間

訪問販売・キャッチセールス・アポイントメントセールス・SF商法・電話勧誘販売・特定継続的役務提供

#### ●契約書面を受け取ってから20日間

内職商法（業務提供誘引販売）・マルチ商法（連鎖販売取引）

#### (4) クーリング・オフの方法

- その契約を解除したい旨を
  - クーリング・オフ期間内に
  - 書面(内容証明郵便等送付記録が残る郵便)で販売会社に申し出ます(訪問購入の場合は購入会社)。
  - クレジット契約を結んでいる場合は、クレジット会社にも必ず同時に出しておきます。
  - 送ったことを証拠で残しておきます。(ハガキは両面コピーし、送付書等と合わせて保管)
  - 2022年6月からクーリング・オフはメールでもできます！**

(クレジット契約をしていない場合)

- あて名		○○市○○町○○番地 ○○○株式会社 代表者様
契約解除通知書		
契約年月日	令和〇年〇月〇日	
商品名	○○○○	
契約金額	○○○○円	
販売会社名	○○株式会社〇営業所	
担当者	○○氏	
右記日付の契約は解除します。なお、支払 済の〇〇円を返金し、商品を引き取って下さ い。		
令和〇年〇月〇日	○○市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地	
氏名〇〇〇〇		

(クレジット契約をしている場合)

あて名	
○○市○○町○○番地	
○○クレジット株式会社	
御中	
契約解除通知書	
契約年月日	令和〇年〇月〇日
商品名	○○○○○
契約金額	○○○○円
販売会社名	○○株式会社○営業所
クレジット会社	○○株式会社
右記日付の契約は解除します。	
令和〇年〇月〇日	
○○市○○区○○町〇丁目〇番地	
氏名○○○○○	

### (5) クーリング・オフすると

契約は無条件解除となります。

- 支払った代金は全額返金され、違約金などの請求はされません。
  - 商品などを受け取っている場合は、送料は販売会社の負担で引き取ってもらえます。
  - 工事等で建物が元の状態と変わってしまっている時は、無料で元の状態に戻すよう請求できます。

※クーリング・オフができない場合

### ○3,000円未満の現金取引

○特定商取引法で指定されている消耗品で、契約書にもその旨明記されている商品を消費した場合。

また、適用除外とされている商品サービス。(乗用車など)

#### (6) クーリング・オフ逃れに注意

クーリング・オフを申し出たところ「理由が無ければ無理」「期間を過ぎてからハガキが着いたので無効」「使ってしまったものは返せない」などのクーリング・オフ逃れがあります。気をつけましょう。

- クーリング・オフに理由は必要ありません。
  - クーリング・オフの成立日は、書面を出した日です。相手への到着日ではありません。
  - 使用したものでも鍋、布団、下着など消耗品に指定されていない商品は使用料などを請求されることなくクーリング・オフできます。
  - 電話で申し出ると「担当者がいないので受けられない」「説明したい」等とクーリング・オフを阻止されることがあります。クーリング・オフは、書面で行いましょう。

このように事業者が嘘を言ったり、おどしたりして、クーリング・オフを妨害し、それにより誤解してクーリング・オフできなかった場合は、期間が過ぎてもクーリング・オフ扱いができるケースもあります。

### 3 内容証明郵便について

内容証明とは、いつ、誰が誰にどのような内容の文章を出したかを、郵便局が証明してくれるものです。相手側に自分の意思やこれまでの経過を明確に伝えたい時や、書面を発信したことや内容を証拠として残しておく必要がある場合に利用されます。

差出人は、5年以内に限り、差出郵便局の保管する謄本を閲覧し、差出されたことの証明を受け取ることができます。「書留郵便物受領証」は大切に保管してください。

#### (1)持参するもの

①用紙 内容証明郵便は1枚の字数が句読点も含めて520字を超えないことという決まりがあります。

文具店で市販されている内容証明書用紙(3枚で1組)を利用するとよいでしょう。同文の書面を3通(コピーでも可)用意し、郵便局の証明印を受けて、1通は相手側に郵送され、1通は差出人に、もう1通は郵便局に保管されます。

②封筒 差出人と受取人の住所、氏名は文中の住所、氏名と同一にします。封をせずに持参。

③印鑑 訂正があった場合、認印が必要になります。

#### (2)内容証明郵便の取扱い窓口(2021年10月改訂)

①習志野郵便局窓口 電話047(472)6243

平 日	9:00-19:00
土曜日	9:00-15:00

②ゆうゆう窓口 電話047(475)1711

平 日	8:00-19:00
土曜日	8:00-18:00
日曜日・休日	9:00-15:00

区 別	料 金
内容証明料金 謄本1枚(3枚1組)	440円
1枚増すごと	260円
簡易書留郵便料金	320円
通常郵便料金(定型25gまで)	84円
配達証明料金	320円
速達郵便料金(定型250gまで)	260円

※住所:①②とも習志野市津田沼2-5-1

※料金:内容証明料金+簡易書留郵便料金+通常郵便料金です。必要に応じて「配達証明」や

「速達郵便」扱いし、その料金が加算されます。

※同じ内容を複数カ所に出す場合。「連名」にすると「内容証明料金が」2件目より半額になります。

☆内容証明郵便の書き方

令和〇年〇月〇日付けで、貴社  
セールスマン〇〇氏と締結した  
〇〇〇(商品名)(価格〇〇円)  
の契約を解除します。  
つきましては、既に支払った  
金〇〇円は、〇〇銀行〇〇支店  
普通預金口座〇〇〇〇号へ振り込  
なあ、商品は早急にお引き取り  
ください。  
ください。  
令和〇年〇月〇日  
習志野市津田沼〇丁目〇番〇号  
習志野花子

この例文は、クーリング・オフの場合です。

## 4 未成年者契約の取消し

特定商取引法でクーリング・オフができなくても民法等の法律や、約款・業界の自主基準等によって契約の取り消しや解約ができる場合もあります。

たとえば未成年者(18歳未満)が契約する場合は親権者(父親、母親)の同意が必要です。同意なく未成年者が契約した時は本人や親権者が取り消すことができます。取り消された場合、原則として既に商品を受け取っていたときはそのまま返品し、代金を支払っていれば返金してもらうことができます。取り消しの通知は内容証明郵便等で行います。

※民法の改正により、2022年4月1日から成年年齢が18歳になりました。

### ★未成年者契約の取消し通知の書き方

#### ●未成年者本人が出す場合(※印は代金を支払い商品を受け取った場合)

取消通知

令和〇年〇月〇日、貴社セールスマン〇〇氏と、私の子供〇〇〇との間で締結された〇〇〇(商品名)「(価格〇〇円)」の購入契約は、未成年者の私が親の同意なしで行ったものであり、取り消します。

※つきましては、当該契約に際して支払いました金〇〇円は、直ちに〇〇銀行〇〇支店普通預金口座〇〇〇号に振り込んでください。

なお、商品は早急にお引き取り下さい。

令和〇年〇月〇日

習志野市津田沼五丁目十二番十二号

習志野花子

〇〇〇株式会社  
〇〇〇〇市〇〇町〇〇番地

#### ●未成年者が行った契約を親権者が取り消す場合

取消通知

令和〇年〇月〇日、貴社セールスマン〇〇氏と、私の子供〇〇〇との間で締結された〇〇〇(商品名)「(価格〇〇円)」の購入契約は、未成年者が親の同意なしで行った行為であり、親権者として取り消します。本人も取り消しを望んでおり、もちろん支払い能力もありません。

※つきましては、当該契約に際して支払いました金〇〇円は、直ちに〇〇銀行〇〇支店普通預金口座〇〇〇号に振り込んでください。

なお、商品は早急にお引き取り下さい。

令和〇年〇月〇日

習志野市津田沼五丁目十二番十二号

習志野太郎

〇〇〇株式会社  
〇〇〇〇市〇〇町〇〇番地

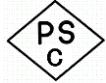
しかし、次のような場合などは取り消しができませんので注意してください。

- ①未成年者が相手に対し、自分は成年であると信じ込ませた場合
- ②親から自由に使うことを許されている金額の範囲内の場合(小遣いなど)
- ③未成年者の時に契約をして、成年になってからも代金の支払いを続けた場合
- ④婚姻経験がある場合→未成年であっても婚姻の経験がある者(離婚した場合を含む)
- ⑤許可された営業に関して契約した場合

## 5 家庭用品品質表示法等による立入検査

家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、電気用品安全法に基づき、消費者が買物をするときに役立つよう適正な品質表示がされているか、店頭での立入検査を行っています。

### 令和4年度立ち入り結果

検査項目	検査品目	店舗数 調査品目	検査要件	検査結果
消費生活用製品安全法第41条第1項又は第2項に基づく立入検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭用圧力がま、家庭用圧力なべ</li> <li>・石油ストーブ</li> <li>・乗車用ヘルメット</li> <li>・携帯用レーザー応用装置</li> <li>・ライター</li> <li>・登山用ロープ</li> </ul>	13店舗 対象品目 10品目 検査品目 6品目 検査機種数 105機種	特定製品に対するPSマークの有無と表示が適正になされているか。  	違法件数 0件
家庭用品品質表示法第19条第3項に基づく立入検査	<繊維製品> 23品目 コート、ズボン、スカート他 <合成樹脂加工品>8品目 たらい・バケツ・洗面器及び浴室用の器具、食事用・食卓用又は台所用の器具他 <電気機械器具>16品目 電気毛布、炊飯ジャー、電子レンジ、電気パネルヒーター、コーヒー沸器他 <雑貨工業品>24品目 ティッシュペーパー及びトイレットペーパー、障子紙、衣料用・台所用又は住宅用の漂白剤、塗料、浄水器、鍋、湯沸かし、椅子他	17店舗 80品目 213機種	品質表示が適正に表示されているか。店舗側の表示に対する意識等は正しいかどうか。	違法件数 0件
電気用品安全法第46条第1項に基づく立入検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・延長コード、直流電源装置、リチウムイオン蓄電池、蛍光ランプ、LEDランプ、電子レンジ、電気冷蔵庫、空気清浄機、電気アイロン、電気掃除機、毛髪乾燥機、扇風機、電気ストーブ、電気ジャー、ジューサーミキサー、電磁誘導加熱式調理器、電気ホットプレート、電気トースター、電気コーヒーボiler、電気加湿器、電気湯沸器、電気こたつ、電気洗濯機、電気乾燥機他</li> </ul>	12店舗 40品目 検査機種数 681機種	電気用品に対するPSEマークの表示と長期使用製品安全表示の有無が適正になされているか。  	違法件数 0件

## 6 多重債務問題対策

国は、我が国の消費者金融の利用者は、少なくとも 1,400 万人、多重債務者は 200 万人を超えると指摘し、これらの多重債務者を救済するために、多重債務問題改善プログラムを策定し、国、都道府県、市町村が取り組むべき施策、役割を明確にしました。これを受け、千葉県では「千葉県多重債務問題対策本部」を設置し対策の強化を図っています。

習志野市においても、平成19年度に「習志野市多重債務問題対策庁内連絡会」を設置し、各関係部署間の連携を密にし、多重債務者の掘り起こし、相談窓口への誘導等の取り組みを行っています。また、平成21年9月より「司法書士による債務相談（多重債務相談専用）」窓口を設置し、予約なしでの相談を受けています。（平成24年度より名称を「司法書士による登記・後見・債務相談」に変更しました。）

平成24年度からの新たな取組みとして、千葉県弁護士会と「クレジットサラ金相談の団体配点名簿の配布にあたっての協定書」を締結し、相談員が速やかに且つ直接弁護士に相談予約ができるようになりました。

### ○習志野市多重債務問題対策庁内連絡会（平成20年 2月 7日設置）

#### ＜構成員＞

市民広聴課長（消費生活センター長兼務）、税制課長、国保年金課長、介護保険課長、健康支援課長、高齢者支援課長、生活相談課長、障がい福祉課長、住宅課長、こども保育課長、子育て支援課長、学校教育課長、社会福祉協議会地域福祉課長

#### ＜会議開催＞

- 平成19年度 第1回会議（平成20年2月）・府内連絡会立ち上げ・多重債務の現状
- 第2回会議（平成20年3月）・具体的対策について
- 平成20年度 第1回会議（平成20年7月）・相談件数及び概要について、千葉県の動向  
                  ・相談員による講義
- 平成21年度 第1回会議（平成21年7月）・調停制度について
- 平成22年度 第1回会議（平成22年6月）・平成21年度の相談実績報告等について  
                  ・相談員による消費生活講座
- 平成23年度 第1回会議（平成23年9月）・平成22年度の相談実績報告等について  
                  ・相談員による消費生活講座
- 平成24年度 第1回会議（平成24年9月）・平成23年度の相談実績報告等について  
                  ・弁護士による講義・意見交換会  
                  ～多重債務問題の現状と連携の必要性～
- 平成25年度～令和4年度 府内連絡会の開催なし

### ★多重債務は解決できます。ひとりで悩まず相談しましょう。

#### ○消費生活相談

電話相談及び来所相談（受付 15:30まで）

月曜日～金曜日及び第2土曜日

（土曜日（第2土曜日を除く）、日曜日、祝日、年末年始を除く）

TEL 047-451-6999 9：30～16：00

#### ○司法書士による登記・後見・債務相談（多重債務相談）

##### 予約不要

日 時：毎月第1木曜日・午前10時から正午・午後1時～午後2時30分（祝日は休）

場 所：市庁舎分室（サンロード津田沼6階）市民相談室

受 付：午前10時から午後2時

### III 消費者啓発

消費者が自主性をもって、健全で合理的な消費生活を営むことができるよう、各種啓発を行っています。

#### 1 啓発用パネル展示、パンフレットの配布・ミニ消費生活展

(1) 相談窓口、消費生活パネル展等において啓発用パンフレット、冊子の配布及びパネルの展示を行っています。

##### (2) ミニ消費生活展

5月の消費者月間にあわせ、習志野市ミニ消費生活展を消費者団体と共に開催する計画でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しました。

#### 2 広報紙等掲載による啓発

(1) 「消費生活メモ」奇数月15日に広報習志野と習志野市ホームページに掲載し、悪質商法や消費者問題の解決等の暮らしの情報を提供しています。

掲 載 日	掲 載 テ ー マ
令和 4 年 5 月 15 日号	葬儀サービスのトラブルを防止しましょう
7 月 15 日号	その香り、困っている人がいるかも… 自分にとって快適な香りでも不快に感じる人がいることを ご理解ください。
9 月 15 日号	意外と多い！若者の消費者トラブル
11 月 15 日号	リフォーム業者の選び方
令和 5 年 1 月 15 日号	クーリング・オフがメールでもできるようになりました！
3 月 15 日号	新しい部屋で新生活 ～賃貸借契約を理解してトラブルを防ごう～

### 3 消費生活メモ

5月15日号

## 消費生活

メモ

困った時はご相談を！

アドバイス

## 消費生活

メモ

困った時はご相談を！

問 消費生活センター  
☎ 047(451)6999

葬儀サービスのトラブルを  
防止しましょう

近年、新型コロナウイルス

の影響もあり、「家族葬」「一日

葬」「直葬」など小規模な葬儀

を求める傾向が高まっています。

葬儀は、準備する時間が

十分でないこともあります。料金

やサービス内容に関してトラブルとなる場合があります。

後悔しない葬儀にするためにも、事前の情報収集が大切です。

— 相談 —

母が亡くなり、インターネットで葬儀社を探すと「式場プラン40万円から」との広告を見つけて連絡した。母の遺体を葬儀社の会場に安置してから説明を受け始め、「参列者が10人程度なので、ホームページに掲載がある40万円の家族葬にしてほしい」と希望を伝えたが、葬儀社は「お棺や祭壇はこちらのほうが良い。お花のお勧めはこれです」と方針的内容を決め、最終的に200万円の契約書を提示された。断り切れずに契約書に署名して葬儀は済ませたが、後悔が残っている。

葬儀社を決定する前に、予算や希望をはつきりと伝え

た上で、複数の業者から見積もりを取りましょう。葬

儀で提供されるサービスは多岐にわたり、費用の項目

が複雑です。こちらの質問

に対し、丁寧で納得のいく説明を行う業者を選ぶことが大切です。

見積書の項目の中には、参

列者数や追加サービスに

よって料金が異なるものが

あります。特にパック料金

の場合は、「そのパックに含まれている項目」「別料金となる項目」を必ず確認しましょう。

もしもの時に備えて、ある程

度の葬儀の知識を身につけておきましょう。事前に家

族や親族で希望する葬儀に

ついて話し合っておくことで

もトラブルを防ぐことができます。また、生前に相談で

できる葬儀社もあるため、活

用するのもよいでしょう。

— 相談 —

その香り、困っている人がいるかも…

自分にとって快適な香りでも不快に感じる人がいることをご理解ください。

● 住んでいるマンションのベランダからの洗濯物の柔軟剤の香りで気分が悪くなり、頭痛がする。

自分の洗濯物に香りが移る

のでベランダに干すことができない。等

他人が購入または使用した柔軟剤の香りで苦しむ人がいます。本人だけでは解決できない場合が多く、非常に難しい問題となっています。

特に、じめじめした梅雨の時期から気温が上昇する夏の時期は、衣類についた汗や生乾きのにおいが発生しやすくなるため、好みやエチケットの一環で香りのついた柔軟剤を使用しがちです。

香りの強さや感じ方には個

人差があります。自分には快

くになり、使用量が徐々に増えてしまうことがあります。

柔軟剤の主な機能は衣類の肌

触りを柔らかく保ち、静電気

を防止することです。柔軟剤

の使用量が多すぎるとタオル

地が悪くなったり、汚れが残つた状態で柔軟剤を使うと汚れが落ちにくくなります。

等の吸水性が低下し、使い心

を止めます。死別の悲しみを抱えた状態では、葬儀社に対して、慎重かつ冷静な対応は難しくなります。気を付けるべきポイントは次のとおりです。

— 相談 —

病院や施設で亡くなった場合、遺体の速やかな搬送が求められ、搬送・安置の手配と並行して葬儀社との契約を進め必要に迫られます。死別の悲しみを抱えた状態では、葬儀社に対する慎重かつ冷静な対応は難しくなります。気を付けるべきポイントは次のとおりです。

● 住んでいるマンションのベランダからの洗濯物の柔軟剤

の香りで気分が悪くなり、

頭痛がする。

自分の洗濯物に香りが移る

のでベランダに干すことができない。等

他人が購入または使用した柔軟剤の香りで苦しむ人がいます。本人だけでは解決できない場合が多く、非常に難しい問題となっています。

特に、じめじめした梅雨の

時期から気温が上昇する夏の

時期は、衣類についた汗や生

乾きのにおいが発生しやすくなるため、好みやエチケットの一環で香りのついた柔軟剤を使用しがちです。

香りの強さや感じ方には個

人差があります。自分には快

くに感じ、中には体調を崩す

人もいます。柔軟剤はパッケ

ジに記載されている使用量の

目安などを参考に、周囲の人

にも配慮しながらお使いくだ

さい。

見積書の項目の中には、参

列者数や追加サービスに

よって料金が異なるものが

あります。特にパック料金

の場合は、「そのパックに含

まれている項目」「別料金と

なる項目」を必ず確認しま

しょう。

もしもの時に備えて、ある程

度の葬儀の知識を身につけておきましょう。事前に家

族や親族で希望する葬儀に

ついて話し合っておくことで

もトラブルを防ぐことができます。また、生前に相談で

できる葬儀社もあるため、活

用するのもよいでしょう。

— 相談 —

柔軟剤の使い過ぎにご注意ください！

● お風呂の残り湯にも要注意

湯を使うと、洗濯物に汚れが付着してにおいの原因になる

ことがあります。そのため、きれいな水道水を使い、

衣服がきれいになつた状態で

柔軟剤を使い、漂白剤を加えて洗つてみましょう。

● 部屋干しの注意点

部屋干しをする際に、生乾き臭などの

においが気になる場合には、

除菌効果や抗菌効果のある洗

剤を使い、漂白剤を加えて洗つてみましょう。

● お風呂の残り湯にも要注意

湯を使うと、洗濯物に汚れが付着してにおいの原因になる

ことがあります。そのため、きれいな水道水を使い、

衣服がきれいになつた状態で

柔軟剤を使いましょう。

そして洗濯後はすぐに干して

ください。

● お風呂の残り湯にも要注意

</div

# 消費生活

困った時はご相談を！

問 消費生活センター、  
☎ 047(451)6999



## 意外と多い！若者の消費者トラブル

20歳代の若者から、美容に関するトラブルやもつけ話に関するトラブルの相談が多く寄せられています。今後は、成年になつたばかりの18・19歳もこのようないトラブルに巻き込まれるおそれがあるため、注意が必要です。

### 相談 1

毎日ひげを剃るのが面倒で、ヒゲ脱毛に興味を持つていた。インターネットで「900円でヒゲ脱毛体験ができる」という広告を見つけ、エステティック店に行つて体験をしたところ、その場で新プランを提案され、33万円の契約をした。契約から2週間ほど経過したが、解約したい。契約書を見るとクーリング・オフの説明はあるが、すでにクーリング・オフ期間である「書面を交付された日を含む8日間」は過ぎてしまった。

### アドバイス

クーリング・オフ期間が過ぎた場合、「一方的な解約ができるません。初体験で冷静な判断ができない」ともありますが、必ず

友人に簡単にもうかる話があると誘われ、ある事業者からのFX自動売買ソフトの購入を勧められた。「高額なので支払えない」と言ったものの、「消費者金融でお金を借りても、簡単にもうかるからすぐに返せる」と言わわれ、その日のうちに50万円を借り入れて事業者に送金してしまったが、解約したい。

### アドバイス

この場合、解約は難しくなります。内容が理解できないものは契約しないようにしましょう。身近な友人や先輩、SNSで知り合った人に誘われたり、会わせたい人がいると言われて会つたりしたところ、投資やビジネスをうたうもうけ話を持ちかけられ、トラブルになるケースが見られます。また、返せる見込みがないのに多額の借金を抱えることはリスクの高い行為です。「お金がない」と断ると、お金をするよう勧められるので「お金がない」ではなく、「契約しません」ときっぱり断り、お金をしてまでの投資はやめましょう。

施術内容や料金、期間、購入が必要な商品はあるか等の説明を受け、契約書を読み、きちんと理解することが大切です。長期間の契約の場合、中途解約や返金の条件も良く確認し、慎重に検討しましょう。

### 相談 2

友人に簡単にもうかる話があると誘われ、ある事業者からのFX自動売買ソフトの購入を勧められた。「高額なので支払えない」と言ったものの、「消費者金融でお金を借りても、簡単にもうかるからすぐに返せる」と言わわれ、その日のうちに50万円を借り入れて事業者に送金してしまったが、解約したい。

### アドバイス

リフォームを検討する際、住宅メーカーや建築当時の事業者と連絡がつく場合には、まずそちらに相談してみましょう。今回の相談のように事業者がすでに廃業し、新たな事業者を探す際のポイントは次のとおりです。

その① 信頼できる事業者を探します。①～③に該当する事業者がおすすめです。  
①住宅リフォーム事業者団体に登録している事業者②リフォーム瑕疵保険を利用できる事業者③「住宅修繕あせん制度」を利

用し、習志野市住宅相談連絡会を通じてあせんしてもらつた事業者（問い合わせ：産業振興課）  
いずれの場合も自宅から近い

# 消費生活

困った時はご相談を！

問 消費生活センター、  
☎ 047(451)6999



## リフォーム業者の選び方

ところや長年営業している事業者だと安心です。自分の生活圏の中ではリフォーム業者があるようなら立ち寄って話を聞く、店構えやスタッフの様子をチェックするのも一つの方法です。

その② リフォーム業者の特徴を考慮しましょう。①住宅設備メーカー系リフォーム店は、同

メーカーで依頼するため、費用はやや高めです。②リフォーム専門店は、得意とする工事が異なるため、事前に聞いてみましょう。③地場の工務店、住宅メーカーやデベロッパーのリリフォーム部門、設計事務所は、家全体の工事を担うため、小回りがききますが、過去に手掛けた事例を確認してみましょう。

その③ 過去に同様のリフォームを行った身近な知人がいれば聞いてみましょう。

その④ 見積りは複数の事業者から取りましよう。見積りを取つたものの見方が分からず、判断が難しい場合は、消費生活センターから専門機関を案内します。

その⑤ インターネットで事業者を検索することもできますが、価格の安さだけで事業者を選ぶことはやめましょう。

すでに着手しているリフォームで困ったことがある場合には、消費生活センターにご相談ください。

# 消費生活

メモ



■ 消費生活センター  
047(451)6999

クーリング・オフがメールでも  
できるようになりました！

クーリング・オフは訪問販売や電話勧誘販  
売、マルチ商法などで契約した際に、消費者を  
守る強い味方です。

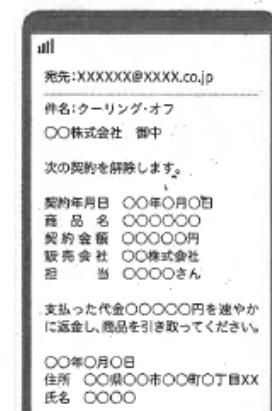
相談

「在宅で副業。簡単にもうかる」とのSNS  
広告を見て、業者に問い合わせると「1日に1  
時間ほどの作業で月に20万円以上稼げる」詳  
しい内容は担当者から話すので誰でももうけら  
れると「サポートするので誰でももうけら  
ほしい」と言われた。指定された日時に電話を  
かけると「支払った登録料を支払うお金がなければ  
50万円の登録料を支払うお金がなければ  
サラ金で借りればよい。すぐに返済できる」  
と言われ、断り切れずに借金をし、7日前に業  
者の銀行口座へ代金を振り込み、副業コンサル  
ティング契約を結んだがやめたい。

アドバイス

突然かかつて電話以外でも、業者へ電話  
をかけるように促されて電話をした場合やWE  
B会議アプリを通して勧誘された場合は、電話  
勧誘に該当します。電話勧誘販売で結んだ契約  
は、8日以内であればクーリング・オフとして、  
無条件で契約を解除することができます。  
クーリング・オフ期間は契約書を受け取った  
日から計算し、契約書を受け取っていなければ  
始まりません。今回のケースはクーリング・  
オフをしましよう。

図 販売会社宛てメール例



## クーリング・オフのポイント

- クーリング・オフが適用される取引とその期間は法律で決められています。訪問販売、電話勧説販売、特定継続的役務提供（エステ、語学教室など）、訪問購入（業者が自宅を来訪して商品を買い取る取引）では8日間です。
- 販売取引（内職商法）では20日間です。
- サービスを受けている途中や商品（消耗品を除く）の使用後でも、クーリング・オフができます。
- 内であれば原則としてクーリング・オフができます。

## クーリング・オフの方法

- ① 図はメールで業者に通知する場合の例です（はがきの場合も同様）。通知先は販売会社、クレジットカードで契約をした場合は、クレジット会社にも同様の通知をします。
- ② 通知内容と発信日を保存します。メールは送信記録画面のスクリーンショットを残します。はがきは両面をコピーし、発信日が証拠として残るよう特定記録郵便などを利用しましょう。

- クーリング・オフに関するリーフレットを市内の公共施設に配置していますのでご活用ください。
- お困りの際には、お早めに消費生活センターへご相談ください。

春は引っ越しシーズンです。  
住宅の賃貸借契約では、入居中に生じた損傷などを、退去時に貸主と借主のどちらの負担で修復するか、トラブルになることがあります。

相談

大学生の娘が1年入居した賃貸アパートを退去することになった。退去の立ち会いは母親がした。壁や床などの補修費や清掃代で合計13万円になり、敷金9万円を差し引いた4万円が請求された。指摘されたシミや傷について、娘はつけていないと言っている。

アドバイス

賃貸住宅の借主が、入居中に不注意で傷や汚れ、破損を生じさせた時は、退去時に補修、汚れの除去、修理などをしなければなりません。これを、原状回復義務といいます。通常の使用による消耗や経年変化による消耗など、借主に責

# 消費生活

メモ



■ 消費生活センター  
047(451)6999

新しい部屋で新生活  
～賃貸借契約を理解して  
トラブルを防ごう～

春は引っ越しシーズンです。  
住宅の賃貸借契約では、入居中に生じた損傷などを、退去時に貸主と借主のどちらの負担で修復するか、トラブルになることがあります。

- ① 入居前に貸主・仲介業者の立ち会いの下で確認し、入居前からあった傷や汚れ等は、日付入りの写真を撮ります。
- ② 契約前に、契約条件や建物・設備などの状況について記載されている「重要事項説明書」の内容を必ず確認してから契約しましょう。

- ③ 入居中、トイレの水漏れ等のトラブルが発生したら、すぐに貸主・管理会社に連絡して相談しましょう。
- ④ 退去の際は貸主・管理会社などの立ち会いの下で確認し、修繕が必要と思われる箇所は日付入りの写真を撮り、納得できない請求をされたら貸主側に説明を求め、費用負担を話し合いましょう。

お困りの際には、消費生活センターへご相談ください。

1月15日号

#### 4 まちづくり出前講座等

消費者が悪質商法にあわないための啓発講座を、消費生活相談員が講師として開催しました。

開催日	テーマ	対象	受講者数
4月 5日	千葉県発行の冊子「オトナ社会へのパスポート」をもとに講義。 講義は事前に収録。収録した内容をオンデマンドで配信	日本大学生産工学部学生	3,306
7月 26日	若者に多い消費者トラブルについて ～成年年齢引き下げを受け、考えること～	青少年問題協議会委員	22
10月 21日	パワーポイント「消費生活講座(消費力をつけるために)」 1. 消費生活センターの役割 2. 高齢者の消費者トラブル 3. いろいろの契約 4. クレジットカード、プリベイトカード	習志野市新規採用職員	39
12月 1日	消費生活と成年後見制度について 1. 消費生活センターの役割 2. 消費生活センターに多く寄せられる相談事例 3. 成年後見制度について	習志野市民カレッジ受講生	45
12月 7日	これって何か変？ 一人で悩まないで 1. 海産物の電話勧誘 2. トイレ修理 3. 屋根工事 4. 訪問買取り 5. インターネットショッピング 6. 架空請求 7. 架空請求 8. お金をあげるメール	東習志野高齢者相談センター 認知症地域支援推進員	9
計	5回		3,421

#### 5 令和4年度 習志野市消費生活パネル展

習志野市みんなの消費生活展に代わる事業として、安全で安心した消費生活をおくことができる社会の実現を目的として、「令和4年度 習志野市消費生活パネル展」を開催しました。

テーマ：各出展団体のテーマ

期 間：令和5年1月23日(月)～1月26日(木)

場 所：習志野市役所 1階展示スペース

主 催：習志野市

#### ○出展団体及びテーマ

団 体 名	テ 一 マ 等
習志野市消費生活研究会	身近なプラスチックごみ調べとサステナブルなごみ減量
生活協同組合コープみらい	「未来へつなごう」 ～日本の米づくり・日本の酪農～
一般財団法人 関東電気保安協会千葉事業本部	電気の安全と省エネルギー
千葉県行政書士会葛南支部	「あなたの街の法律家」による生活支援
一般社団法人 習志野市薬剤師会	暮らしに役立つ「くすり」の知識
津田沼中央総合病院	目の健康を大切に ～メガネを正しく使って生活の質を上げよう～
習志野市高齢者相談センター	住み慣れたまちでいつまでも
習志野市企業局	ガス・水道・下水道コーナー
習志野市消費生活センター	消費生活のあれこれ

## 令和4年度 習志野市消費生活パネル展（於：習志野市役所 1階展示スペース）



☆パネル展正面



☆習志野市消費生活研究会



☆生活協同組合コープみらい



☆関東電気保安協会千葉事業本部



☆千葉県行政書士会葛南支部



☆習志野市薬剤師会



☆津田沼中央総合病院



☆習志野市高齢者相談センター



☆習志野市企業局



☆習志野市消費生活センター



☆パネル展正面全景



☆見学風景

## IV 計量器定期検査

適正な計量の実施を確保するため、計量法第19条に基づき、事務所・商店・医院・学校等で営業用や証明用に使用されている計量器は、2年に1回定期検査を受けなければなりません。検査は、千葉県計量検定所に協力して、指定した検査場所にて、持込みにより行う集合検査と、容量が大きいなどの理由により、計量器の置かれている事業所で行う所在場所検査に分けて実施しています。

令和4年度は該当年ではないことから実施しませんでした。

### 定期検査の対象となる特定計量器（はかり）の例

- ・量り売りをする際に行う計量
- ・スーパー、商店などで、物品の重さを表示して販売する際の計量
- ・薬局で、薬の調剤をする際に行う計量
- ・宅配便の受付の際に、送料を定めるために行う計量
- ・病院・学校などで体重測定を行い、その数値を健康診断書や母子手帳などに記して報告するために行う計量

### 定期検査の検査方法

#### 1. 指定場所検査(集合検査)

千葉県知事が定める日時・場所において行われる検査です。指定会場に計量器を持ってきていただき検査を行います。

#### 2. 所在場所検査

計量器の数が多くったり、大型であったり、建物に据え付けてあって取り外しができない場合等は、その事業所で検査を受けることができます。ただし、この場合は検査手数料の他に別途費用（検査員の出張旅費等）がかかります。

#### 3. 計量士による代検査

登録された計量士による代検査制度により、受検者の希望する日時・場所等で検査を受けることができます。（検査手数料は、集合検査と比べて高額となります。）

問い合わせ先 千葉県計量検定所 電話:043(251)7209

## V 資料

### 習志野市消費生活センターの設置並びに組織及び運営等に関する条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条第2項及び第10条の2第1項の規定に基づき、習志野市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）の設置並びに組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項を定めるものとする。

#### (設置)

第2条 本市は、法第10条第2項の規定に基づき、消費生活センターを設置する。

#### (名称及び位置)

第3条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	習志野市消費生活センター
位 置	習志野市津田沼5丁目12番12号

#### (消費生活センター長及び職員)

第4条 消費生活センターに、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センター長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置く。

#### (消費生活相談員の配置)

第5条 消費生活センターに、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くものとする。

#### (消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第6条 市長は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していくことに十分配慮し、消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じるものとする。

#### (消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)

第7条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

#### (消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

第8条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

# 習志野市消費生活センターの設置並びに組織及び運営等に関する条例施行規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、習志野市消費生活センターの設置並びに組織及び運営等に関する条例（平成28年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (開所時間及び相談時間)

第2条 習志野市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）の開所時間及び相談時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

- (1) 開所時間 午前8時30分から午後5時00分まで
- (2) 相談時間 午前9時30分から午後4時00分まで

## (休所日)

第3条 消費生活センターの休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休所日を定めることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日（第2土曜日を除く。）
- (2) 国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

## (業務)

第4条 消費生活センターは、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）

第8条第2項各号に定める事務のほか、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法第12条第1項及び第2項に基づく消費者事故等の発生に関する情報の通知に関すること。
- (2) その他市長が特に必要と認めた業務

## (消費生活相談員の事務)

第5条 消費生活相談員は、法第8条第2項第1号及び第2号に掲げる事務のほか、次に掲げる事務に従事する。

- (1) 消費者安全の確保（法第2条第3項の消費者安全の確保をいう。以下同じ。）のための啓発及び教育に関すること。
- (2) 消費者安全の確保のために必要な情報の収集に関すること。
- (3) その他市長が特に必要と認めた事務

## (委任)

第6条 この規則に定めるものほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

## ☆ 消費生活相談

商品やサービスの苦情・問合せ、契約をめぐるトラブルについてお気軽にご相談ください。  
相談員が皆さんと共に考え、解決のためのお手伝いします。  
ご相談は、主に電話でお受けしていますので、何か問題のある時は早めにご連絡ください。

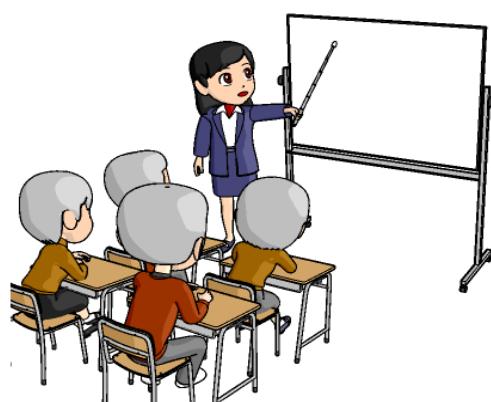
- ・相 談 日 月曜日から金曜日及び第2土曜日(祝日・年末年始除く)  
午前9時30分から午後4時まで
- ・相 談 員 消費生活相談員
- ・相 談 場 所 習志野市消費生活センター  
習志野市津田沼5-12-12  
サンロード津田沼4階
- 電話 047(451)6999(相談専用)



## ☆まちづくり出前講座

消費生活相談員があなたの町会・サークル・事務所・学校等に出向き、悪質商法の被害を未然に防ぎ、かしこい消費者になるための講座を開きます。

- ・講 座 内 容 最近の被害例と対処法(一般・高齢者・若者向)  
悪質商法、架空・不当請求、敷金返金、多重債務など
- ・時 間 市役所開所日の午前10時から午後4時までの時間帯で、原則1回2時間以内
- ・場 所 会場は申込者が確保してください
- ・費 用 講師の派遣に要する経費等については無料です
- ・問 合 せ 習志野市消費生活センター  
電話 047(489)5230



習志野市消費生活センター

〒275-0016

千葉県習志野市津田沼5-12-12

習志野市役所庁舎分室(サンロード津田沼)4階

電話番号 047(489)5230

047(451)6999(相談専用)